



東京産業保健総合支援センター研修案内(令和8年4月)

- ◇研修は当センターのホームページからお申し込みください。※利用者登録(無料)が必要です。
- ◇当センターが主催する研修は、すべて無料で受講できます。
- ◇研修は当センターの研修室で開催しています。会場が異なる場合は表記いたしますのでご注意ください。

〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日本生命三番町ビル3F TEL:03-5211-4480 FAX:03-5211-4485

URL=<https://www.tokyos.johas.go.jp>

◆日医認定産業医研修◆

※基礎研修は実施しておりません。認定証をお持ちの産業医の方が対象の研修です。

◆注意◆

- ・お1人様、月1回のみのお受講となります。
- ・令和7年4月以降の認定産業医研修会をお申し込みされる産業医の方は**医師会会員情報システム(MAMIS(マミス))の登録が必須**となります。
- ・令和7年4月以降の単位付与はMAMISにより行います。**単位シールの現物配付は禁止**となります。
- ・MAMIS対応のため、ホームページの利用者登録に新たに**「生年月日(西暦)」「性別」「医籍登録番号」**が必要となりましたので、御登録をお願いします。

●認定産業医研修の申込受付開始は、すべて**3月2日(月)10時～**です。

| 研修日時 | 研修テーマ | 講師 | 単位 | 定員 |
|-------------------------|---|-------|------------|----|
| 4月3日(金) 14:00～16:00 | 職場の喫煙対策 健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)から6年が経過している中、改めて、職場において喫煙対策を必要とする背景と世の中・そして職場での取り組み枠組みを取り上げます。 | 森田 哲也 | 生涯・ 専門2 | 55 |
| 4月7日(火) 14:00～16:00 | 職場の感染症対策 産業医の業務として職場の感染症対策の重要性が増えています。これには季節性インフルエンザなど日常的に発生する感染症だけでなく、COVID-19のようにパンデミックを起こす感染症についても十分な対策を構築しておく必要があります。本研修では国内の職場や海外派遣労働者にリスクのある感染症対策の最新情報を解説します。 | 濱田 篤郎 | 生涯・ 専門2 | 55 |
| 4月13日(月) 14:00～16:00 | 労働安全衛生法の基礎 法令に基づき管理を適正に行うため、法令の読み方、法令用語、所管する官庁、罰則、最近の法令改正、留意事項等主に労働衛生分野について学びます。なお、「令和7年度版労働衛生のハンドブック」をお持ちの方はご持参ください(お持ちでない方は当日差上げます)。 | 西村 知行 | 生涯・ 更新2 | 55 |
| 4月14日(火) 14:00～16:00 | 自律的な化学物質管理における健康診断のあり方 令和4年度の法令改正により、化学物質の自律的管理が令和6年4月から始まりました。今までのような法令を遵守さえすれば良いという管理から、事業者自らがリスクを評価し、対策を検討・実施する必要があります。産業医に関連する業務でも、リスクアセスメントや対策に基づきリスクアセスメント対象物健康診断を実施するなど、状況に応じて”判断”が求められる健康管理を行う必要があります。当研修では、化学物質管理者が推進するリスクアセスメントや保護具を含めたリスク対策の概要を知り、その流れの中で、リスクアセスメント対象物健康診断をどのように進めていくか、ポイントについて考えます。 | 中原 浩彦 | 生涯・ 更新2 | 55 |

◆産業保健研修◆ 産業看護職・衛生管理者・人事労務担当者等産業保健スタッフを対象とした研修です。

※単位等の取得はできません。

●産業保健研修の申込受付開始は、すべて**3月2日(月)10時～**です。

＜web研修＞ ◆当センターホームページの「web研修会受講の注意事項及び受講手順」を必ずご覧の上、**お申し込みください**◆

| 研修日時 | 研修テーマ | 講師 | 定員 |
|-------------------------|---|---|----|
| 4月23日(木) 14:00～16:00 | <p>【web研修会】 メンタルヘルス対策と心の健康づくり計画作成のポイント</p> <p>職場や業務に対して悩みやストレスを抱える社会人は、近年増加傾向にあり、メンタルヘルス対策の取り組みは、事業場にとって喫緊の課題の一つと言っても過言ではありません。そこで、厚生労働省では、メンタルヘルス基本方針として、事業場に対して「心の健康づくり計画」の策定を指示しています。当研修では、その「心の健康づくり計画」の策定方法、ポイント等を解説します。</p> | <p>本山社会保険労務士/ 行政書士事務所所長 特定社会保険労務士・ 行政書士・公認心理師 本山 恭子</p> | 70 |
| 4月24日(金) 14:00～16:00 | <p>【web研修会】 職場のメンタルヘルス対策としてのハラスメント対策</p> <p>職場のハラスメントは従業員の心身の健康被害のみならず貴重な人材の損失、職場秩序の乱れや企業の社会的評価等にも大きな悪影響を与えかねない重大な組織リスクといえます。職場で問題となるハラスメントの基礎および行為者の責任と企業の法的リスクについて理解し、安心して働き続けることのできる職場環境をつくるポイントと対応すべき組織体制について学びます。</p> | <p>産業カウンセラー 森井 梢江</p> | 70 |

＜会場研修＞

| 研修日時 | 研修テーマ | 講師 | 定員 |
|-------------------------|---|--|----|
| 4月9日(木) 14:00～16:00 | <p>労働安全衛生管理基礎講座①</p> <p>労働安全衛生法の中で 労働者の健康管理(衛生管理)に関連する条文は数多くあります。実際には、「労働安全衛生法」だけでなく「労働安全衛生規則」をはじめとした諸規則の理解も必要になります。本講座ではテキストに当センター発行「令和7年度版労働衛生のハンドブック」を使用し、法令に基づく労働衛生管理の基礎について4回に分けてわかりやすく解説します。また労働衛生に関する最新の動向もご紹介します。今回はその1回目で、労働安全衛生法とは？その中には何が書かれているのか？など労働安全衛生法及び関係する諸規則等の全般について解説します。2回目(5月21日予定)は、安全衛生管理体制、健康診断等健康管理等。3回目(6月18日予定)は、心と身体の健康づくり(メンタルヘルス、過重労働による健康障害防止対策を含む)、職業性疾病等。4回目(7月10日予定)は、快適職場、作業環境測定等の他、過重労働による健康障害防止対策にとって重要な労働基準法(労働時間管理関係)を予定しています。本講座は令和7年度に実施した同名の講座と同様の内容となっておりますが、令和7年以降に改正された法令等については改正後の法令に基づき解説します。なお、「令和7年度版労働衛生のハンドブック」をお持ちの方はご持参ください(お持ちでない方は当日差上げます)。</p> | <p>中山 篤</p> | 55 |
| 4月15日(水) 14:00～16:00 | <p>実践的なメンタルヘルス不調者の職場復帰支援 ～発達障害とリワーク～</p> <p>厚生労働省の令和4年調査によると、発達障害の推定数は約87万人(大人と子ども計)。昨今では成人の受診や大人の発達障害(ADHD、ASD等)への関心が高まっています。呼称も「障害」から「症」へと変更へ、転換期を迎えています。成人の場合、就職や職場で「時間管理が上手くできない」「人との関係を築くのが苦手」「仕事のミスが多い」など、生きづらさを感じ、受診するケースで、休職に至る例もあります。今回、リワークの活用での職場復帰支援、その時をチャンスとして受け入れる職場、周囲の理解に繋げ、できる能力を伸ばし、力が発揮できる職場環境づくりを共に考えていきましょう。「合理的配慮」が機能し、誰もが安心して働ける場となりますよう、一緒に学びを深めていきましょう。</p> | <p>労働者健康安全機構産業保健 アドバイザー 公認心理師 菅野 由喜子</p> | 55 |
| 4月17日(金) 14:00～16:00 | <p>セルフケア支援にまつわるエトセトラ ～実践とセルフケア支援のツボとコツとを結ぶ～</p> <p>セルフケアやセルフケア支援について、普段なにげなく言っていること、行っていることはどういったことなのか、どのようにしていくのが良いのか等を、あらためてふりかえり考えていきます。両立支援におけるかかわり方にも通じる内容となっております。</p> | <p>松島 尚子</p> | 25 |
| 4月20日(月) 14:00～16:00 | <p>無理なくできる！高齢労働者のためのからだづくり講習会 ～令和7年安衛法改正・高齢労働者の安全確保に～</p> <p>令和7年5月の労働安全衛生法改正により、高齢労働者の安全確保は事業者の努力義務として明確化され、転倒災害など年齢特性に応じた対策の重要性が高まっています。年齢を重ねると、筋力やバランス能力が低下し、「転倒」やケガのリスクが増加します。これらは日常の「動きのクセ」や「身体の使い方」、さらには心身の緊張が影響しています。本講習会では、年齢に関係なく誰でも無理なくできる簡単な実技を中心に、職場でも続けられる方法を紹介します。日頃の疲れやストレス軽減にも役立つ内容です。普段着で参加でき、事業場の安全教育や健康づくり施策として導入しやすい内容です。高齢労働者の安全確保と健康維持の取り組みなどとして、ぜひご活用ください。</p> <p>◆重要◆ 体を動かしますので、水分補給のため、飲み物をご持参ください</p> | <p>中災防安全衛生エキスパート スポーツケア整体研究所(株) 小沼 博子</p> | 25 |

| | | | |
|------------------------------------|--|--------------|-----------|
| <p>4月22日(水)</p> <p>14:00～16:00</p> | <p>高齢者の安全衛生対策の進め方～努力義務化とフレイル、ロコモ～</p> <p>休業4日以上死傷者数のうち50歳以上の高齢者が半数以上を占めており、定期健康診断における有所見率は高齢になると高くなっています。また、筋力等の低下に伴う転倒等の労働災害を防止するため、フレイル、ロコモティブシンドローム(ロコモ)予防を意識した健康づくり活動が重要視されてきています。</p> <p>厚生労働省は、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を公表していましたが、令和7年5月の労働安全衛生法改正により、高齢者の安全衛生対策は事業者の努力義務とされ(令和8年4月施行)、ガイドラインの内容は同法に基づく指針とされることになりました。</p> <p>これらの要点と留意事項を説明します。</p> | <p>荒川 輝雄</p> | <p>55</p> |
|------------------------------------|--|--------------|-----------|